

農政をめぐる情勢

目次

I	TPP交渉をめぐる情勢・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	農協改革をめぐる情勢・・・・・・・・・・・・・・・・	7
III	「骨太の方針」と「成長戦略」を閣議決定・・・・・・・・	13

今月号のあらまし

I TPP交渉をめぐる情勢

TPP交渉の進展に不可欠とされるTPA（大統領貿易促進権限）法案が、6月29日に米国で成立した。オバマ大統領は法案への署名の際、「まだ難しい交渉が残っている」との見方を示したとされるが、一方で甘利TPP担当相は、「いよいよ交渉は最終の大詰めに向かっていく」と前のめりの姿勢を見せている。

交渉参加各国は、TPA法案の成立を受け、7月28日よりTPP閣僚会合を開催することで一致した。甘利大臣は、本会合にて大筋合意に至る確率を「70%程度」と発言したが、各国の国内事情等により交渉は難しい部分が残されており、大筋合意に至るか否か最大限の注視が必要となる。

II 農協改革をめぐる情勢

農協法改正案は、6月30日、衆議院を通過した。改正案は野党との協議で一部修正がされたが、変更は改革について自主的な取り組みを促す文言を附則に追加する等小幅なものである。また、衆議院農林水産委員会での採決に先立っては、JAを「地域のための重要なインフラ」と位置づける付帯決議も行われた。

7月3日には、参議院で審議が開始された。野党は、衆議院での政府の答弁に対し「全く不十分」としており、法改正が農業所得向上に具体的にどう繋がるのか等、払しょくできていない疑問を徹底追求する構えである。

III 「骨太の方針」と「成長戦略」を閣議決定

6月30日、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太の方針）」と「日本再興戦略」改訂2015（成長戦略）」等を閣議決定した。

骨太の方針は、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針のもと、成長に重きを置いた経済成長と財政再建の両立を目指す内容となった。成長戦略では、農業者の経営力強化に向けた各種支援施策や遊休農地の課税強化・軽減等の検討のほか、「TPP交渉の早期妥結に引き続き取り組む」ことなどが明記された。

I TPP交渉をめぐる情勢

— TPA法案成立、閣僚会合開催へ —

1. TPA法案の成立

- TPP交渉の進展に不可欠とされるTPA法案は、6月24日に米議会上院にて可決され、29日にはオバマ大統領により署名され、成立した。当法案の採決を巡っては、TAA（貿易調整支援プログラム）法案との関連で情勢が二転三転したが、流れを整理すると以下の通りとなる。

○ 5月22日	上院にて、TAA法案との一体化法案として可決。
○ 6月12日	下院にて、TAAと分割して採決。TPAは僅差で賛成多数も、TAAは反対多数で、一体化法案としては否決。
○ 6月18日	TPA部分のみ切り離し、下院にて僅差で可決。
○ 6月24日	切り離したTPA部分、上院にて可決。 (→この時点でTPA法案は大統領の署名待ちとなった。) TAA部分についても、切り離した形で上院にて可決。
○ 6月25日	切り離したTAA部分、下院にて可決。
○ 6月29日	オバマ大統領、TPA・TAA両法案に署名。

- オバマ大統領は、署名にあたり「世界の貿易ルールを、米国の労働者や企業にとって有益なものに書き換えていく。TPA法はそのために役立つ」と法成立を評価した。一方で、「TPA法は貿易協定そのものではない。まだ難しい交渉が残っている」と交渉に向けての考えを示した。

2. 妥結に意欲を示す日本

- 自民党は30日、「外交・経済連携本部・TPP対策委員会及びTPP交渉における国益を守り抜く会合同会議」を開催した。この中で甘利TPP担当相は、TPA法案の成立を受け、「いよいよ交渉は最終の大詰めに向かっていく」との考えを表明した。
- また、今後の交渉について、甘利大臣は、「センシティブティを認識したうえで、野心をどこまであげられるかという交渉に変わってきている」とし、「(妥結内容について)日本の農業関係者がもろ手を挙げて賛成、拍手してもらえるかは、この時点で言い切れるものではない」「内容は妥結した際に明らかになると思うが、その時に賛同を得られるように交渉していきたい」と述べた。

- 出席した議員からは、「国会決議の重要5品目はどのような交渉状況なのか」、「早期妥結を焦っているのは米国であり、米国に柔軟性を示させるような交渉をすすめるべき」など、政府に対して国会決議の遵守と拙速な交渉を行わないよう求める声が相次いだ。
- なお、同会合で、T P P 政府対策本部は、政治決着が必要な分野として、① 知的財産、② 国有企業、③ 投資、④ 法的・制度的事項の例外の4分野であることを明らかにした。

【知的財産】

最も難航している分野であり、特に、新薬開発に係る臨床試験などのデータが保護される期間に関し、各国の主張に依然隔たりが大きいと言われている。また、地理的表示（G I）や著作権保護などについても議論が続いている模様。

【国有企業】

国有企業は民間企業に比べ優遇されており、対等な競争条件が確保されていないといった主張が米国等から出され、どのような規律を設けるかなど議論が行われている模様。

【投資】

投資家保護に係るルール等を策定するなかで、I S D S（国家と投資家の間の紛争解決）の扱いについて、盛り込むか否か、濫用されないためのルールをどうするか等が議論されている模様。

【法的・制度的事項の例外】

T P P で適用されるルールの例外に関し、分野や範囲などについて議論が続いている模様。

- 9日に、都内で講演した甘利T P P 担当相は今月28日からハワイで開かれる閣僚会合で大筋合意できる可能性について「70%ぐらいの確率で成り立つと思っている」と語った。その上で「(T P P は) 農業分野でかなり痛みの伴う通商協定だ」と明かし、交渉に参加した狙いについて「農業の産業化と(投資分野などでの) ルールのプラットフォームをつくる」とした。
- 政府が交渉の大筋合意後すぐに「国内対策本部(仮称)」を設置し、基本方針を策定する方向で検討しているとの報道がある。政府はT P P 交渉の大筋合意後、米議会での承認手続きなどから、署名までに少なくとも3カ月程度かかるとみており、この間に、交渉結果に基づく新たな影響試算も行い、公表する方針という。仮に大筋合意がされた場合の流れについては5で述べる。

3. 他のTPP交渉参加各国の反応

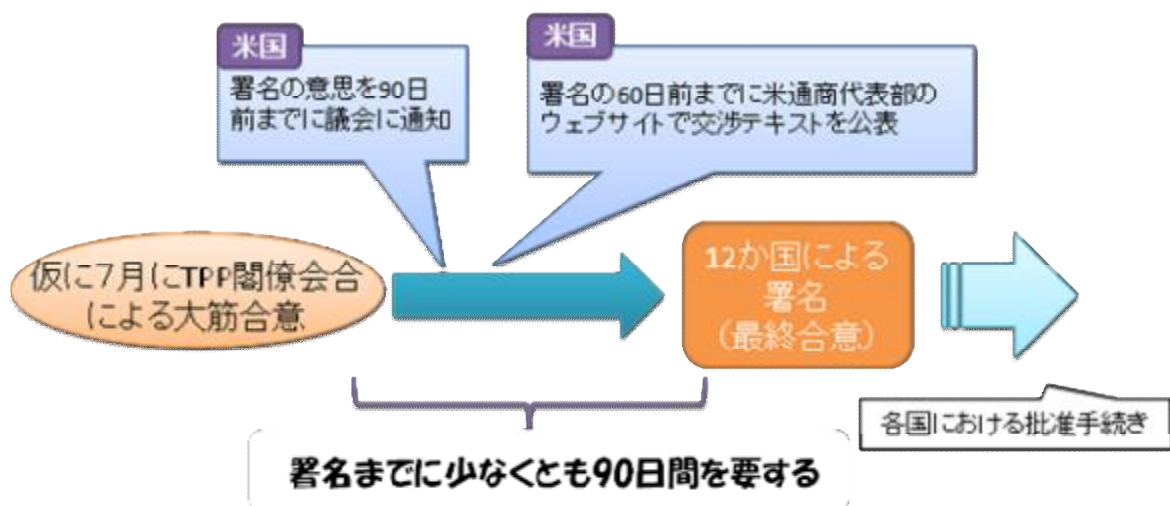
- 交渉参加国の中には、TPA法案の成立による協定の早期妥結に疑問を呈している国もある。チリ、ペルーなど複数の駐米大使は、「TPA法案が成立したといっても、それがTPP交渉の妥結にすぐ結びつくことを意味するものではない」との見解を示している。
- ニュージーランドのグローサー貿易大臣は、TPA法案の上院可決後、「TPP交渉の終局への扉を開ける鍵であり、今後5～6週間は起伏の激しい道になる」と述べ、「もっともセンシティブな課題はこれから真剣な交渉が始まる」との認識を示した。
- また、乳製品等の市場アクセスでいまだに各国と本格的な交渉に入っていないとされているカナダは、ハーパー首相がTPPは「カナダにとって不可欠」としながらも、10月の総選挙を控え、聖域である「供給管理制度」を守りつつ交渉を進めるとの考えを示している。
※ **供給管理制度**とは、カナダにて行われている制度で、重要品目である乳製品・鶏肉・卵について、農業者へ生産割り当てを行い、全国的に需給を調整する仕組みのことである。

4. TPP交渉の経過

- TPA法案の成立を受け、日米実務者協議が7月9日から10日まで行われた。大江首席交渉官代理は、米国産米の輸入拡大について「問題を整理して最後、政治判断を仰ぐところを月末に持っていく」と語り、閣僚会合まで非公式の協議を継続することを明らかにした。交渉関係者によると、米国は特別輸入枠として17.5万トンの要求水準を下げおらず、数万トンが限度とする日本との差は依然大きいという。
- 報道によれば、政府は、米国産米の特別輸入枠の落としどころとして、7万トン程度を検討しているとされる。また、豪州産米についても輸入枠の設置を検討しており、その量は米国産の輸入枠の12%程度とする方向という。
- なお、加盟国の中で米・豪に次ぐコメの生産国であるベトナムについては、現在の関税を維持し、輸入枠も設けないことで7月4日に基本合意した。交渉関係者によると、日本がベトナム国内で農薬の使用を低減させる栽培技術の普及に協力する代わりに、米関税の撤廃や輸入枠の設置を行わないことで一致しているという。

5. 仮に大筋合意に至った場合のスケジュール感

- T P A 法案が米上院で可決された際に、甘利大臣は T P P の国内での批准手続きの見通しに関し、「臨時国会に間に合えば、できるだけ迅速に対処した方がいい」と述べた。
- しかし、仮に、閣僚会合により大筋合意に達した場合においても、その後細部について詰め交渉を行う必要があり、この交渉にどれくらいの時間を要するか、各国によって見通しが異なるとされる。
- また、批准手続きについても、各国によって要する時間が異なるとされる。一部には、米国での批准手続きには 2 ～ 3 年の時間を要するといった観測もあり、仮に大筋合意に至った場合でも、協定内容がいつから発効となるのか現時点では未知数とされる。



6. 今後の見通し

- 米通商代表部は、7月7日、閣僚会合を28～31日にハワイ・マウイ島で行うことを発表した。また、これに先立ち、首席交渉官会合を24～27日に行い、政治判断の土台を整えていく方針である。
- 期間中は日米の閣僚協議をはじめ、各国も二国間で協議を重ねる予定となっている。各国とも大筋合意に向け妥協点を探る動きが活発化する様相で、大筋合意に至るか否か、最大限の注視が必要となる。

【TPP交渉で想定される今後のスケジュール】

出典：日本農業新聞

日程	行事等
7月24～27日	TPP首席交渉官会合（ハワイ）
28～31日	TPP閣僚会合（ハワイ） 大筋合意？
8月	米議会休会
10月末～11月頭	TPP署名？
秋ごろ	米大統領選本格化

7. JAグループ愛知の取り組み

- JAグループ愛知は、7月1日に「TPPから食と農・暮らしを守る緊急学習会」を開催した。学習会では、東京大学鈴木教授による基調講演『国民生活を土台から壊す“規制緩和”とTPP』や、農業者2名によるTPPへの意見表明、TPP交渉に関する申し合わせを行った。申し合わせの内容は別紙の通りである。

- また、7月17日には、東京都の議員会館にて、本県選出国會議員に対し、農業施策に関する要請を行うが、併せてTPP交渉についても必ず国会決議を順守することを要請する。

「TPPから食と農・暮らしを守る緊急学習会」申し合わせ(案)

TPP交渉は、関税や知的財産分野で交渉が難航しているとされる一方、過半の分野で合意点に達したとの報道があります。また、米国では、TPP交渉妥結に不可欠とされる大統領貿易促進権限（TPA）法案が可決され、甘利TPP担当大臣は、「7月中に閣僚会合で合意する必要がある、それは可能だ」との認識を示し、前のめりの姿勢を強めています。

わが国がTPP交渉に正式参加してから間もなく2年になりますが、私たちは終始一貫して衆・参農林水産委員会決議の遵守を求めてきました。にもかかわらず、情報開示は未だになされず、交渉の最終局面に近いと言われる状況のなか、米国産米の特別輸入枠の新設や牛肉・豚肉輸入関税の大幅な引下げなど、重要5品目の聖域に踏み込むような報道が行われ、生産現場は大きな不安と動揺を越え、あきらめに近い気持ちに覆われています。

報道されているような大幅な譲歩がなされれば、わが国農業への打撃は計り知れず、全く受け入れられるものではありません。また、TPPは農業だけの問題ではなく、私たちの食や暮らし、地域社会にも大きな影響を及ぼし、将来に向けて大きな禍根を残す問題でもあります。

私たちは、安倍総理がTPP参加を表明した時に語った「息を飲むほど美しい田園風景…自助自立を基本としながら…みんなで助け合う農村文化…これらの国柄」を断固として守らなければなりません。JAグループ愛知は、これからも多くの関係団体、市民等と連帯し、食と農、そして暮らしを守るため、国民との約束であるTPP交渉に関する国会決議の遵守を求める運動を、最後まで粘り強く展開していきます。

以上、申し合わせします。

平成27年7月1日

TPPから食と農・暮らしを守る緊急学習会

Ⅱ 農協改革をめぐる情勢

— 農協法改正案、衆議院通過、参議院にて審議中 —

1. 衆議院での審議の経過

- 農協法改正案は、6月30日、衆議院本会議で採決され、自民・公明・維新などの賛成多数で衆議院を通過した。維新の党が提案する、農協改革の周知徹底等が附則に追加（別紙1）された形での可決となった。なお、民主・共産・社民などは反対した。衆院通過までの流れは以下の通りで、延べ25時間に及ぶ審議（質疑7回、参考人質疑3回、地方公聴会）が行われた。

- 5月14日：衆議院本会議にて審議入り
 - 5月19日：衆議院農林水産委員会にて趣旨説明、審議入り
 - 5月27日：参考人招致①②
 - 6月 8日：地方公聴会
 - 6月16日：参考人招致③
 - 6月25日：衆議院農林水産委員会にて可決
 - 6月30日：衆議院本会議にて可決
- （5月14日～27日の審議内容については、5・6月号を参照のこと）

- 6月8日、農協法改正案の地方公聴会が、石川県・山梨県で行われた。いずれの会場でも、政府案に無条件に賛成する意見はほとんどなく、経済事業への注力を期待する声や、現場に混乱を招かないよう配慮を求める声が多く出た。各会場の陳述人の意見は以下の通り。

・石川県（与党推薦・野党推薦それぞれ2名）

【陳述者】

（株）六星 軽部社長、石川県中央会 上坂会長、JA小松市 西沢組合長、加賀市農業委員会 小川会長

【主な意見】

- ・JAには今後、資材や肥料等の価格折衝や、水利等の課題解決のため担い手と地権者をつなぐ役割を期待したい。
- ・准組合員利用制限の影響は非常に大きい。信・共で収益が上がらないと、営農指導を通じた地域農業の振興は難しい。

・山梨県（与党推薦・野党推薦それぞれ2名）

【陳述者】

ブドウ農園経営 三森氏、J Aこま野 小池組合長、J A梨北 仲澤常務、
果樹農家 深沢氏

【主な意見】

- ・農業者が農協改革の議論の外に置かれている。農業者にとってJ Aはどういう組織であるのがよいのか、議論すべき。
- ・全中は、役割分担上必要な組織。公認会計士監査に切り替えても、農業所得向上には直接繋がらない。
- ・J Aは、中山間地域等で暮らす小さな農家にとっては生活の支え。悪影響を及ぼさないよう審議してほしい。

- 16日の参考人招致では、東京大学の中島教授、(株)庄内こめ工場の齋藤代表ら農業者3名による意見陳述が行われた。各参考人からは、経済事業改革の必要性は認めながらも、准組合員利用制限は地域経済に大きな打撃を与えかねないとして反対ないしは配慮を求める声が相次いだ。
- 25日には、農林水産委員会にて、安倍総理による締めくくりの質疑が行われ、民主党の玉木議員らが改めて農協改革の目的や、改革と農業所得向上の関係性などを問いただした。これに対し総理は「農業を若い皆さんが能力や情熱で地平線を切り開くような分野にしていくため」との見方を示したものの、明確な回答はなく、改革の必要性のみを強調する、従来と同じような答弁を繰り返すに留まった。
- 25日の農林水産委員会では、自民、公明、維新、民主の4党の共同提案で、J Aを「地域のための重要なインフラ」と評価する付帯決議（別紙2）を行った。決議の主な内容は次の四点である。本付帯決議は、野党の懸念に一定の配慮を行った結果であり、法的拘束力はないため、実効力がどの程度あるかは不透明とされる。

- ① 准組合員利用の在り方の検討は、J Aが地域のための重要なインフラであることを十分踏まえて行うこと
- ② J Aの理事構成に関する省令は、関係者の意向や地域の実態を踏まえる
- ③ 組合の組織変更は任意であること
- ④ 税制面で十分配慮すること

- 民主党が提出していた「地域のための農協」の位置付け明確化などを盛り込んだ対案については、同委員会にて否決された。

3. 参議院での審議の経過

- 農協法改正案は、7月3日に参議院本会議にて審議入りした。9日には参院農林水産委員会に付託され、趣旨説明が行われた。参議院では「重要広範議案」の位置づけから外れたが、委員会では20時間以上の審議と地方公聴会や安倍総理への質疑も行う予定である。各党からの主な質問は以下の通り。

自民党 (野村 哲郎)	J Aは主に農村部で住民の暮らしを支えている。農業所得増大への配慮規定でそれがどうなるか、地方の住民は心配している。
民主党 (徳永 エリ)	農業所得増大への配慮規定は、J Aの地域社会への貢献という大きな役割を薄める。准組合員制度の廃止にも繋がるのではないか。
公明党 (若松 謙維)	公認会計士監査への移行によって、J Aの監査費用が増えないよう措置すべき。
共産党 (紙 智子)	収益性を上げるよう事業目的を変更することは、不採算部門の切り捨て、ひいては協同組合の性格を形骸化するものとする。

- 林農林水産大臣は、准組合員の利用規制を心配する声に対し、「地域インフラとしての機能を制約することにはならない」「准組合員制度を廃止するようなこととはならない」との見方を示しながら、法案に即した答弁をするにとどまった。
- 9日の参議院農林水産委員会における趣旨説明の中で、林大臣は法改正の目的について「農業所得の増大に資する責任ある経営体制の確立を図る」と述べた。一方で、野党側は「衆議院での政府答弁は全く不十分」として、徹底追及の構えである。参議院における審議でも、法改正が農業所得の増大にどのように繋がるか、必要性はあるのかといった議論が中心となる見込みである。審議は、14日より本格化する。

4. 今後の見通し

- 参議院での成立は、早ければ7月の第4週と予想されるが、安保関連法案やTPP等の影響により、日程は流動的である。ただし、今国会の会期は9月27日まで大幅延長されており、今国会での成立はほぼ確実視されている。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案対照表

(傍線部分は修正部分)

	修正後	修正前
<p>3 (略)</p> <p>2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中 中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況（次項にお いて「改革の実施状況」という。）、農地等の利用の最適化の推進 の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、 農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、</p>	<p>附則</p> <p>(自主的な取組の促進及び検討)</p> <p>第五十一条 政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員 会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るととも に、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と 役員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進（新 農業委員会法第六条第二項に規定する農地等の利用の最適化の推 進をいう。次項において同じ。）についての農業の担い手をはじめ とする農業者その他の関係者との徹底した議論を促すことに より、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿 った自主的な取組を促進するものとする。</p>	<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第五十一条 (新設)</p> <p>政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中 中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況（次項にお いて「改革の実施状況」という。）、農地等の利用の最適化の推進 の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施 （新農業委員会法第六条第二項に規定する農地等の利用の最適化 の推進をいう。）の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施 必要な措置を講ずるものとする。</p>

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

我が国の農業・農村の現場を取り巻く状況が厳しさを増す中、これを克服し、本来の活力を取り戻すべく、六次産業化等による高付加価値化、輸出も視野に入れた需要の開拓、担い手への農地の集積・集約化等を通じた農業の成長産業化を推進し、その成果を著実にあげていくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地域の農協が、地域の農業者と協力して農産物の有利販売・生産資材の有利調達等に創意工夫を活かして積極的に取り組むとともに、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をより良く果たし、農業者の更なる経営発展を促すことができる環境を一体的に整備することが必要不可欠である。

よって政府は、本法の施行に当たっては、左記事項の実現を図り、農政改革の推進に万全を期すべきである。

記

一 農協改革の最大の目的である農業所得の増大のための農産物の有利販売・生産資材の有利調達が確実に達成されるよう、改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進すること。

二 農協の理事構成及び農業委員の構成に係る農林水産省令の制定に当たっては、制度の趣旨を踏まえつつ、組織・運営の自主性・自律性を最大限尊重し、関係者の意向や地域の実態を踏まえた適切なものとなるように配慮すること。農協の理事構成の見直しは着実に実行されるようにすること。

三 准組合員の利用の在り方の検討に当たっては、正組合員・准組合員の利用の実態などを適切に調査するとともに、地域のための重要なインフラとして農協が果たしている役割を十分踏まえること。農業生産法人の要件の見直し及び農協の准組合員の利用の在り方の検討については、速やかに進めること。

四 農協の組織変更は、選択であることを徹底するとともに、株式会社への組織変更については、省令において定款に株式譲渡制限ルールを明記するよう措置すること。

五 地区重複農協の設立については、今回の法改正で完全に自由となるが、これを踏まえて、農業者の選択により、複数の農協のサービスが利用できる状況が生まれるように配慮すること。

- 六 農協・全農等は、経済界との連携を強化し、農業・食品産業の発展に資する経済活動を積極的に行うようにすること。
- 七 農林中央金庫及び都道府県信用農業協同組合連合会は、担い手等の新しい資金需要に適切に対応されるよう農業融資に積極的に取り組むこと。
- 八 全中監査から公認会計士監査への移行に当たっては、配慮事項が確実に実施されるよう、関係者の協議を踏まえ、万全の措置を講ずること。
- 九 今回の農協改革に伴い、税制に関して万全の措置を講ずること。
- 十 農協系統組織は、その構成員のための組織であるという原点を踏まえ、協同組合に対する誤解を惹起することのないよう、その事業の実施に際しては、あらゆる面で公平・公正な運営に努めること。
- 十一 農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱及びそのための推薦・公募等について、適正な手続により公正に行われるようにすること。また、農業委員及び新設される推進委員について、その業務を適切に遂行できるよう十分な定数を確保するとともに、農業委員及び推進委員の報酬について、業務に見合う適切な水準となるよう十分な予算の確保を図ること。
- 十二 公共性の高い農地の集約や権利移動に関する農業委員会の決定は、高い中立性と地域からの厚い信頼を必要とすることに鑑み、農業委員の公選制の廃止に当たっては、地域の代表性が堅持されるよう十分配慮すること。
- 十三 農業委員会の改革により、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担の明確化を図った上で、農地中間管理機構との連携が強化され、担い手への農地利用の集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の発生防止・解消等が効率的・効果的に推進されるようにすること。
- 十四 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上のため、研修の機会を確保するとともに、事務局体制の整備強化を図ること。
- 十五 市町村長と農業委員会は、密接に連絡し、人と農地の問題の解決など地域農業の発展に責任を持って取り組むようにすること。

右決議する。

Ⅲ 「骨太の方針」と「成長戦略」を閣議決定

— TPPの早期妥結や、米政策改革の実施等が明記される —

1. 「骨太の方針」等の改訂

- 政府は、6月30日の臨時閣議で、「経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太の方針）」と「日本再興戦略」改訂2015（成長戦略）、「規制改革実施計画」等を閣議決定した。

2. 「骨太の方針」の内容

- 「骨太の方針」とは、年末の予算編成や税制改正の指針とするために、国の財政や経済政策の基本方針をまとめたものである。本年度版は「経済再生なくして財政健全化なし」を副題とし、実質GDP成長率2%程度の実現を目指しながら、平成32年度に基礎的財政収支を黒字にするという目標を掲げた。
- 方針では、日本経済を「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」は双方ともに大きく前進している」と評価しており、さらなる中長期的な成長のためには①経済の好循環の拡大、②潜在的な成長力強化、③まち・ひと・しごとの創生、さらに、政府は公共サービスの無駄排除・質向上等の改革に取り組むことが必要とした。
- また、今回は新たに、来年度以降5年を対象とした「経済・財政再生計画」が盛り込まれた。その内容は、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革を推進・強化するというものであり、歳出計画で「歳出全般にわたり、聖域なく徹底した見直しを進める」とした。今後は同計画にそって予算編成の基本方針等が策定される見込みである。
- TPPについては、「国益を最大化する形での早期妥結に向け引き続き取り組むことが明記された。また、海外の成長市場との連携は不可欠として、EUとのEPA、中韓とのFTA等を推進し、世界の貿易ルール作りに主体的な役割を果たすといった内容も記載されている。
- 米政策に関しては、「改革を着実に進め、農業者が自らの経営判断で作物を選択できるような環境を整備する」とし、現在行われている飼料米の推進等、需要に応じた米生産の拡大に向けた、方向性が示された。その他、農地中間管理機構の取り組み強化などが新たに盛り込まれている。

- このほか、農林水産業については別紙1の通りであるが、土地改良事業として農地の大区画化・汎用化を推進する旨が初めて盛り込まれた。当初案には農業農村の整備にかかる直接の記述はなかったが、農地の集積に資するとの観点から、「土地改良」という表現で記載されるに至ったと見られる。

3. 「日本再興戦略」改訂2015の内容

- 「日本再興戦略」とは、第二次安倍内閣が掲げる成長戦略のことで、経済成長を促す政策をまとめたものである。平成25年度に第一弾が作成され、今回は3回目の改訂となる。概要は、人口減少化における供給制約（生産年齢人口の減少等）を乗り越えるため、前向きな投資の拡大や、中小企業等における「稼ぐ力」の強化等を徹底的に推進するというものである。
- この中で、農業については、個々の事業者が経営マインドをもち、「攻めの経営」を確立していくことが重要とされている。そのために、他の産業で効果を上げたノウハウを農林水産業に注入し、経営を支援する体制を構築するとしている。
- 農地の集積については、10年で全農地の8割が担い手によって利用されるという目標を掲げている。目標達成のため、都道府県別に実績を「見える化」し、実績に応じ施策面で配慮するとした。さらに、遊休農地に係る課税の強化にも言及しており、今後の税制改正に向けた議論には一層の注視が必要である。その他農業関連分野では、六次産業化や輸出の更なる強化等が盛り込まれている。（別紙2参照）
- また、グローバル化の進展により、モノ、カネ、技術等の国境を越えた移動を促進する経済連携協定は重要性を増しているとして、TPP交渉の早期妥結に取り組むとともに、各種貿易交渉をスピード感をもって推進するとしている。（別紙3参照）

4. 「規制改革実施計画」の内容

- 6月30日には、規制改革実施計画（別紙4）も閣議決定された。規制改革会議の答申に基づき、5分野182項目にわたる改革案を盛り込んで作成された。農業関係の規制改革重点事項は、「農地集約の促進」と「農協改革の確実な実施」である。
- 「農地集約の促進」については、農地中間管理機構の機能強化をめざし、農地集約の都道府県ごとの実績公表・ランク付けや、機構の抜本的な意識改革・体制整備を行うとしている。併せて、出し手の発掘に向けた取り組み推進、「農地情報公開システム」の機能向上・活用推進、機構への貸し出し意思を醸成する観点から、遊

休農地等に対する課税の強化と機構に貸し付けた場合の減税等により、集積を促す内容となっている。

- 遊休農地の課税強化は、5月27日の規制改革会議に出された意見が元となっている。農林水産省は、8月末の税制改正要望に本項目を盛り込む見通しとしているが、JAグループとしては、「遊休農地に対して課税を強化するという「懲罰的な税の運用」は、望ましくない」とする考え方を基本に、今後の税制改正の議論等に対応していく。

- 「農協改革の確実な実施」については、今後五年間の農協改革集中期間中、連合会・単協の自己改革が確実に達成されるよう促すとしている。「促す」の部分について、当初の案では「点検・公表する」であったとされているが、その後の調整により表現が緩められた経過がある。このような状況下で、今後、どのような調査が行われるか未知数であるため、会議の動向については注視が必要である。

「骨太の方針」農業関係部分抜粋

(農林水産業)

攻めの農林水産業を展開し、農林水産業を成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。こうした基本的な考え方の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」¹⁷及び「食料・農業・農村基本計画」¹⁸に基づく施策を着実に実施する。

イノベーションによる農業の成長産業化の推進、食の安全の確保、輸出拡大と食品産業のグローバル展開、6次産業化の戦略的推進、担い手への農地集積・集約化のため農地中間管理機構の取組の強化、法人経営、新規就農者、企業など多様な担い手の育成・確保、生産基盤の整備等により、畜産・酪農を含む農業の競争力強化を進める。土地改良事業については、高付加価値化・生産コスト削減に資する農地の大区画化・汎用化や維持・保全等を一層推進する。また、米政策の改革を着実に進めること等により、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備するとともに、食料安全保障の確立等を図る。さらに、農業協同組合・農業委員会・農業生産法人の一体的な改革を実施し、意欲ある農業の担い手が積極的に活動できる環境を整備する。

活力ある農山漁村の構築に向け、都市と農山漁村の教育交流、農観連携、集落間連携、都市農業振興等を進める。

森林・林業については、豊富な森林資源を循環利用しつつ、CLT¹⁹等の新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。水産業については、浜ごとの特性等を踏まえた資源管理、持続可能な漁船漁業・養殖業の展開、消費・輸出の拡大等を図る。

[2] 海外の成長市場との連携強化

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉については、国益を最大化する形での早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、日EU・EPA、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTA等の経済連携交渉を同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。これらを通じ、世界全体の貿易・投資のルールづくりが前進するよう、我が国が中核的な役割を果たす。

さらに、我が国企業のグローバル市場開拓を促進するため、官民連携によりODA等も活用したインフラシステムの輸出、中堅・中小企業、小規模事業者、サービス業の海外展開の支援、日本食・日本産酒類、コンテンツの輸出や文化の創造・発信等クールジャパン戦略、法の支配の理念の下での法整備支援や予防司法²²等²⁴を通じたビジネス環境整備を促進するほか、航空・宇宙・海洋産業の振興を図る。

また、「質の高いインフラパートナーシップ」²⁵を推進する。

策定し共有するとともに、生産性向上に必要な専門的なアドバイスを身近に受けられる地域の支援体制の構築に全力を挙げる。

こうした草の根的な地道な取組を全国津々浦々に広げていくことにより、事業者の前向きな挑戦を後押しし、中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の向上と、サービス産業全体の活性化・生産性の向上を図る。

＜鍵となる施策＞

- ① 中小企業団体や金融機関による地域の経営支援の強化
- ② 官民協同の業種別サービス業生産性向上活動の展開

(3) 農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化

農林水産業や医療・介護、観光産業は地域に密着した産業であると同時に、地域における雇用を支える産業でもある。「稼ぐ力」を強化し、一人でも多くの人に働く場を提供する地域の基幹産業へと脱却させていかなければならない。

i) 農林水産業における「攻めの経営」の確立

このところ農林水産業への新規参入者は目に見えて増加しており、食品加工や流通販売等と組み合わせた6次産業化の進展もあって、付加価値の高い新しい産業へと変わりつつある。

こうした流れを加速し、成長産業に飛躍させるためには、米の生産調整の見直しに向けた取組の実施をはじめ、これまで取り組んできた農政改革を更に進めていくことが必要である。重要なことは、個々の事業者が「経営マインド」を持つことである。自らの強みを徹底的に磨き上げ、時には、他の事業者等とも連携しつつ、勇気を持って市場の開拓に挑戦する、そうした意欲ある取組が求められている。

農林水産業においても、ICTも駆使しながらマーケティング・生産・流通・販売を行うことが必要になるなど、変革の波が押し寄せている。

今求められているのは、他の産業で効果を上げたノウハウを農林水産業に注入していく、という視点である。

攻めの経営を支援する体制を構築すると言っても、特に、個々の農林水産事業者が自力のみで「攻めの経営」を実践していくのは容易なことではない。製造業やサービス業への経営支援で優れた成功事例を有する税理士や中小企業診断士、地域金融機関等のノウハウに、これまで農林水産分野に蓄積されてきた知見を組み合わせ、付加価値の高い経営支援を提供できる体制を、全国各地に構築していく。

また、農業においても規模の経済を働かせるための意欲ある担い手への農地集積・集約化を進める。今後 10 年間で全農地の 8 割が担い手によって利用されるという目標の達成に向け、鍵を握るのは、農地中間管理機構であるが、その活用についても、新たなステージに入る。都道府県別に実績の「見える化」を徹底し、実績を上げた都道府県には施策面で配慮していく。さらに、遊休農地等に係る課税の強化・軽減等についても検討し、農地集積・集約化に全力を挙げることとする。

こうした取組に合わせ、輸出促進について今後の「伸びしろ」が大きいと見込まれる国・品目に重点的に取り組み、2020 年の輸出額 1 兆円目標の前倒し達成を目指して、成長産業へと脱皮させていく。

＜鍵となる施策＞

- ① 農林水産業の経営力の強化に向けた支援体制の整備
- ② 農地集積・集約化に向けた取組の加速
- ③ 農林水産物・食品の輸出促進

ii) 医療・介護・ヘルスケア産業の活性化・生産性の向上

医療・介護・健康分野も、大きなターニングポイントを迎えている。健康・予防意識の高まりといったニーズの多様化が進む一方で、少子高齢化の進展により需要は急速に拡大し、一部の地域では人手不足も極めて深刻化している。こうしたサービスニーズの多様化や地域ごとに異なる需給状況に的確に変化に対応していくには、これまで以上に

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

テーマ4-① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用される。」

2013年度末：48.7% ⇒ 2014年度末：50.3%

《KPI》「今後10年間で産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減する。」

2011年産の全国平均のコメの生産コスト16,001円/60kg

⇒2013年産の担い手のコメの生産コスト

・個別経営* 11,374円/60kg (16,001円/60kg に対し2.9割減)

・組織法人経営** 11,931円/60kg (16,001円/60kg に対し2.5割減)

*認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体 (水稲作付面積15ha以上層)

**米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体 (平均水稲作付面積約29ha)

《KPI》「今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。」

2010年：1万2,511法人 ⇒ 2014年：1万5,300法人

《KPI》「6次産業化の市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円にする。」

2010年度：1.2兆円 ⇒ 2013年度：4.7兆円*

*食料・農業・農村政策審議会において6次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める7分野 (加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等) の市場規模の合計

《KPI》「2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円 (現状 (2012年) 約4,500億円) とする。」

2012年：4,497億円 ⇒ 2014年：6,117億円

《KPI》「酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件にする。」

2014年：236件 ⇒ 2015年 (4月末)：284件

(2) 施策の主な進捗状況

(農協等改革の実施)

- ・ 農業協同組合・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施するため、以下を主な内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案を本年4月に国会に提出した。

① 農業協同組合法の改正

- ・ 農業協同組合の経営目的を明確化し、農業所得の増大に最大限配慮するとともに、的確な事業活動で高い収益性を実現し、農業者等への事業利用分量配当などに努めることを規定。
- ・ 地域農協の理事の過半を原則として認定農業者等とするよう規定。
- ・ 全農について、全農がその選択により、株式会社に組織変更できるよう規定。
- ・ 中央会制度を廃止し、都道府県中央会については農業協同組合連合会に、全国中央会については一般社団法人にそれぞれ移行。また、農協に対する全中監査の義務付けは廃止し、代わって公認会計士監査を義務付け。

② 農業委員会等に関する法律の改正

- ・ 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更。
- ・ 農地利用最適化推進委員の新設。
- ・ 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、農業委員会ネットワーク機構を指定。

③ 農地法の改正

- ・ 農業生産法人要件（役員要件及び議決権要件）の見直し。

(6次産業化を推進)

- ・ 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）による6次産業化を加速するため、多様な農林漁業者による同ファンド活用に係るガイドラインの策定やサブファンドの出資割合の引上げといった措置を昨年度に講じた。

(酪農の流通チャンネルを多様化)

- ・ 酪農家が特色ある生乳を乳業者に直接販売できるようにするなどの生乳取引の改善や、乳業施設の設置規制の緩和について、昨

年度に措置した。

(輸出を促進)

- ・ ジャパン・ブランドを推進するため、コメ・コメ加工品や牛肉等 7つの品目別輸出団体を昨年度から本年度にかけて順次整備した。また、水産庁による水産加工場の EU 向け HACCP 認定業務を昨年 10 月より開始した。

(都市農業を振興)

- ・ 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための都市農業振興基本法が本年 4 月に成立した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

農林水産業を成長産業化し、農業者の所得向上を図るため、『日本再興戦略』改訂 2014』や「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 26 年 6 月 24 日農林水産業・地域の活力創造本部改訂)で示された、米の生産調整の見直し、農地中間管理機構や大区画化・汎用化を通じた農地集積・集約化等の一連の農政改革を着実に実施しつつ、2015 年ミラノ国際博覧会や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、地域の多様な日本食・食文化や農山漁村の魅力を発信し、インバウンド需要や更なる輸出促進につなげるなど、新たな需要フロンティアを取り込みながら施策の深化を図る。

農林水産業の成長産業化を推し進めるためには、土地改良事業の一層の推進、生産・流通システムのコスト削減、ICT 技術の活用等を通じて生産性を一層向上させるとともに、マーケットインの発想に基づき、需要と供給を結ぶバリューチェーンを高度化させる必要がある。このため、i) 生産レベルにおいて、市場のニーズを的確に把握する経営者を育成すること、ii) 生産から加工・販売へとバリューチェーンを連携させて付加価値を高めること、iii) 付加価値を高めた農林水産品・農林水産加工品を国内外のマーケットへとつなげていくことが重要である。あわせて、iv) 林業・水産業の成長産業化にも取り組む。

こうした視点から以下の取組を推進する。毎年の施策の推進に当たっては、事業成果が着実に上がるよう、施策の不断の点検と見直しを行う。

i) 生産現場の強化

① 米政策改革の着実な実施

- ・ 農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備するため、2018年産米を目途とする米の生産調整の見直しに向けた取組を工程に沿って実施する。その際、需要に応じた生産を推進するため、播種前契約・複数年契約等による安定取引等を一層推進する。また、多様な市場の機能を活用することにより、需給動向を反映した透明・公正な価格形成がなされることが重要である。このため、現物市場については代表的な銘柄を含む指標性を持つ市場へと活性化するよう、政府として必要な後押しをする。
- ・ 飼料用米などの戦略作物について、食料・農業・農村基本計画に基づき、生産拡大とあわせて、本作化に向けて生産性の向上を図る。特に飼料用米の生産性については、多収性専用品種の開発や、コストの削減、担い手への農地集積・集約化等を加速させ、10年後（2025年度）にコスト削減や単収増により生産性を2倍に向上（担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減）させる。この目標の達成に向け、飼料用米のコスト構造を把握・公表しつつ、PDCAサイクルを効かせながら施策を点検する。
- ・ 需要に応じた生産の推進に当たっては、海外の需要にも目を向けて、米の輸出を拡大させるための施策を積極的に進める。
- ・ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、地域農協は、全農・経済連の協力も得て、農産物の買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。

② 農地中間管理機構の機能強化

今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用されるという目標を着実に達成するべく、以下をはじめとする取組を行うことにより、国・都道府県・市町村など関係者が一丸となって、農地の集積・集約化に向けた取組を加速する。毎年度、農林水産業・地域の活力創造本部で同機構の評価をする。

ア) 農地中間管理機構の実績等の公表

各都道府県の農地中間管理機構の農地の集積・集約化の実績をランク付けとともに公表する。

イ) 農地中間管理機構の体制の改善

農地中間管理機構・都道府県に対し、抜本的な意識改革と役員等々の体制整備を求めることとし、それを踏まえて改善した

農地中間管理機構における役員や現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の配置（業務委託先における担当者の配置も含む。）等の体制を公表するよう農地中間管理機構等に要請する。

あわせて、農地中間管理機構等に対し、そうした改善状況を国に報告するよう求めるとともに、その内容を精査し、必要があれば一層の改善を要請する。

さらに、市町村に対し、農地の集積・集約化に向けた人・農地プランの見直しなど、地域内の農業者の話し合いを着実に進め、農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、都道府県を通じて協力を要請する。

ウ) 農地の集積・集約化の環境整備

農地中間管理機構の農地の集積・集約化のインセンティブを高めるため、各都道府県の農地中間管理機構の優良事例を集めて、都道府県及び各農地中間管理機構の間で共有した上で、農業基盤整備との連携を強化するとともに実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する等、リーダーシップを発揮すべき都道府県知事に対して農地の集積・集約化を促す仕組みを構築する。

エ) 遊休農地等に係る課税の強化・軽減等

農地を農地として効果的・効率的に利用する意思がない場合に、農地中間管理機構への貸出し等を通じて遊休農地を解消し、また、農業経営の規模の拡大等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、農地の保有に係る課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みについて、本年度に政府全体で検討し可能な限り早期に結論を得る。

オ) 農地情報公開システムの機能向上

現況に基づく最新の農地情報（耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付けに関する所有者の意向等）をより速やかに反映できるシステムを構築し、運用を開始する。

③ 経営感覚に優れた担い手の確保・育成と法人化の推進

- ・ 持続可能で力強い農業構造を実現するためには、担い手（法人経営、家族農業経営等の認定農業者等）が主体性と創意工夫を発揮して経営発展することが重要である。このうち法人経営については、経営管理の高度化や安定的な人材確保、円滑な経営

継承、休暇の取得等のメリットがある。このため、農業経営の法人化に向けて、都道府県レベルにおいて、本年度中に、法人化の目標設定をするとともに、農業経営アドバイザー・税理士・中小企業診断士・地域金融機関等の経営に関する専門家による支援体制を整備する。

- ・ 経営感覚に優れた担い手の確保・育成のためには、農業経営者が自らの経営状況を正確に把握し計画的に改善・発展させることに加え、政策金融を含む金融機関からの資金調達の円滑化等が図られるようにすることが重要である。このため、経営能力（マーケティングや財務等）を客観的に評価し、事業性評価に基づく融資を推進する仕組みや、農業法人への雇用就農者が経営の継承や起業・独立をするまでのキャリア形成を促す仕組みなど、経営発展の段階に応じた支援体制の整備について検討する。
- ・ 農業経営者のための収入保険の導入について、事業化調査を実施するとともに、制度の在り方や仕組みについて、関連する制度（農業共済制度等）の在り方を含めて検討を進め、必要な法制上の措置を講ずる。

ii) 国内バリューチェーンの連結

① 6次産業化等の推進

- ・ 明確な事業戦略の下で6次産業化を実践する農林漁業経営体の創出を促進するため、事業の発展段階等に応じ、六次産業化・地産地消法や農林漁業成長産業化ファンド等の支援施策の活用を推進するとともに、6次産業化の取組に意欲を持つ農業者等のサポート体制の充実や地域ぐるみの6次産業化を推進する。
- ・ 薬用作物の産地化など医福食農連携の取組を推進する。

② 畜産・酪農の強化

- ・ 畜産・酪農生産基盤強化のためには、地域全体で畜産・酪農の生産を支えるように、生産構造の転換を図ることが重要である。このため、関係者が連携して収益性の向上を図る畜産クラスターの推進等により、酪農・肉用牛共通の繁殖基盤である酪農経営基盤の強化、繁殖拠点（キャトル・ブリーディング・ステーション等）の整備、肉用牛の繁殖・肥育一貫化等を進める。また、生乳の流通・取引の合理化など生産・流通システムの効率

化等を推進する。

- ・ 畜産・酪農経営には、畜舎整備や生産資材に多額の資金を要することから、コスト低減とリスク軽減を図ることが重要である。このため、関係する手続の簡素化・迅速化を含めた規制等の見直しの取組や、政策金融を含む金融機関からの資金調達の円滑化について検討する。
- ・ また、市場のニーズの変化に対応したマーケットインの発想により、差別化やブランド化を図る取組を進めるとともに、畜産・酪農生産者の創意工夫による6次産業化・輸出の取組を推進する。

iii) 輸出の促進等

① ジャパン・ブランドの推進

- ・ オールジャパンの輸出促進の司令塔である輸出戦略実行委員会で輸出拡大方針を策定し、品目別輸出団体、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等を通じてジャパン・ブランドとして輸出を一層促進し、潜在的な需要が大きいと考えられる米や、差別化しやすい牛肉など、今後の「伸びしろ」が大きいと見込まれる品目に重点的に取り組み、2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を前倒しして実現することを目指す。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を活用し、日本食と日本産酒類を効果的に連携させた海外展開を推進するとともに、地理的表示保護制度（GIマーク等）を活用して地域特産品の輸出を促進する。

② 輸出の環境整備

- ・ 成田をはじめ国際空港近辺の卸売市場における証明書交付、検疫等輸出手続のワンストップサービス化等を進め、輸出モデル地区として農林水産物の輸出拠点の整備を図る。
- ・ 我が国農産物の食品安全性の向上や食産業の競争力強化のため、国際的な規格づくりとして、我が国発の輸出用GAPについて本年度中に規格を策定し、2017年度に規格の承認申請を行うとともに、HACCPをベースとする食品安全管理に関する規格や認証の仕組みの構築を本年度中に官民連携で目指す。食産業の海外展開を推進するため、新たに先進国も含む幅広い地域を対象にフードバリューチェーンの構築を図る。
- ・ 輸出先国の規制など輸出促進の阻害要因となっている課題を

洗い出し、改善に向けた対応状況を明らかにした農林水産物・食品輸出環境課題レポートを毎年作成し、課題解決に向けた取組を優先順位を付けながら計画的に推進する。また、疾病発生時でも畜産物輸出を継続できる体制を構築する。

iv) 林業・水産業の成長産業化

① 林業の成長産業化

- ・ 新たな木材需要を生み出すため、耐火部材の開発とともに、国産材 CLT（直交集成板）の普及の拡大を進め、来年度期首に5万m³程度の生産能力を実現し、2024年度までに年間50万m³程度の生産体制を構築する。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、木材利用のプロモーションを進める。
- ・ 木質バイオマスについて、本年4月から固定価格買取制度において小規模（2,000kW未満）で未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電の調達価格区分を新設したことを踏まえ、地域密着型の小規模発電や熱利用との組合せ等によるエネルギー利用や、セルロースナノファイバーの国際標準化に向けた研究開発を進めつつマテリアル利用への取組を推進する。
- ・ 施業集約化や木材搬送システムの改善等により、需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給システム（木材バリューチェーン）の構築をする。また、計画的な伐採・森林整備（森林資源の循環利用に資する花粉の少ない森林への転換を含む。）を推進するとともに、施業集約化を進めるため森林境界及び所有者の明確化の取組を加速する。

② 水産業の成長産業化

- ・ 漁業地域自らが、企業・NPO等のサポートを得て、漁業・漁村の構造改革を目指し策定する「浜の活力再生プラン」を来年度末までに全国で水揚げ量の約7割をカバーする600件（2014年度末で427件）に増加させるとともに、複数の漁村地域が連携する「広域浜プラン」を2017年度末までに60の地域で策定することを目指す。これらによりプラン策定地域における所得を、プラン策定後5年間で10%以上向上させ、持続可能で収益性の高い漁業・養殖業の基盤を構築する。また、漁船漁業の収益性の高い生産・操業体制へ転換を図るとともに、養殖業や漁業現場でのコスト削減やIT技術の活用を推進する。

- ・ 本年夏から IQ 方式の効果検証を開始するとともに、本年度から漁業者等が作成する資源管理計画の評価検証等を順次実施するなど、資源管理の高度化を推進する。
- ・ 水産加工場の EU 向け HACCP 認定、漁港の衛生管理による水産物輸出拡大や流通促進を図る。違法漁業対策にも資するトレーサビリティの導入に向けたガイドラインを 2017 年度までに策定する。

社会が直面する変化及び未来に対する不安とそれに伴う閉塞感を打破し、我が国の国際的な地位を高めるためには、イノベーションの礎となる知とそれを担う人材が不可欠である。そのためには、綿々と築かれてきた学問の基礎を活かしつつ大胆な発想の転換が必要であり、イノベーション創出の基盤として国立大学が果たす役割には大きいものがある。

国立大学が全体を支える形で、人文社会から自然科学まで多様かつ重要な学問分野の継承・発展を基礎とし、新領域や融合分野など新たな価値を生み出す学問領域を創出し、地域・日本・世界が直面する経済社会の課題解決に貢献していく必要がある。

そのためにも国立大学としての人材育成機能を抜本的に強化する必要があるが、その際、産業構造の変化や雇用のニーズを的確に把握し、実社会のニーズに即した人材育成を行っていく仕組みを作っていくことが重要である。

今般策定された「国立大学経営力戦略」において、国立大学が将来のビジョンを持ち、経営力と財務基盤を強化する中で自己改革を進めるための方向性が示されたところである。今後、自己改革の評価結果を基にした国立大学運営費交付金のメリハリある配分を行っていくこととなるが、こうした取組を通じて、各国立大学がそれぞれの特徴を活かしながら学問の進展とイノベーションの創出に向けた大いなる挑戦を加速することを期待する。

＜鍵となる施策＞

- ① 運営費交付金の重点配分導入による大学間競争の促進
- ② 研究成果最大化に向けた競争的研究費改革

iii) アジアをはじめとする成長市場への挑戦

我が国経済の成長を持続的なものとするには、成長する海外市場の需要を取り込んでいくことが不可欠である。特に、目覚ましい成長を続けるアジア市場における成否は、世界市場における成功の鍵を握る

と言っても過言でない。同時に、海外にモノやサービスを輸出するだけでなく、質の高い投資等を行うことにより、相手国と Win-Win の関係を構築していくことが重要である。グローバル化の進展により各国が経済的結びつきを強める中、モノ、カネ、技術等の国境を越えた移動を促進する経済連携協定は重要性を増している。

このため TPP 交渉の早期妥結に引き続き取り組むとともに、日 EU・EPA をはじめ、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)、日中韓 FTA などの経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進していく。

成長を続けるアジアでは、インフラ需要が極めて旺盛であり、長年にわたり、インフラ建設の技術と経験を積み上げてきた我が国に期待される役割は大きい。アジアにおけるインフラ建設案件の規模は大きく、事業期間も長期にわたる。また、広域的総合開発に当たっては、産業基盤の整備や都市間交通ネットワークの整備など、複合的な要素が含まれる場合も多い。このため、官民が協力して総合的な推進体制を構築し、川上の構想段階から現地の政府、民間企業等と連携して取り組んでいく。

海外におけるインフラ需要に対し、我が国は、特に「質の高いインフラ投資」をもって応える。このため、JBIC の機能強化を図り、リスクマネーを供給する新制度を創設し、リスクが高いとみなされるプロジェクトへの積極的な投融資を実施する。また、個別案件に場当たり的に対応するのではなく、長期的かつ継続的に関与し、多様な後続プロジェクトの連続的な創出・推進につなげていくことが重要である。そうした取組を進める中で、現地経済圏の発展と我が国の経済成長がより有機的な関係性を深めていくよう戦略性を持たせながら、これまでの経験に基づくノウハウや優れた関連技術・サービス等を提供することにより、相手国との Win-Win の関係を築いていく。

＜鍵となる施策＞

- ① TPP、日 EU・EPA などの経済連携交渉の推進
- ② 「質の高いインフラパートナーシップ」の展開
- ③ 海外インフラの総合的広域開発推進体制の強化

三. 国際展開戦略

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2018 年までに、FTA 比率 70% (2012 年 : 18.9%) を目指す。」

⇒2015 年 6 月時点 : 22.3%

※日本の貿易総額に占める、2015 年 6 月時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合 (2014 年貿易額ベース)

※8 本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中

《KPI》「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する (2012 年末時点 19.2 兆円)。」

⇒2014 年末時点 : 23.3 兆円

《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額 2010 年比 2 倍を目指す。」

⇒海外現地法人を有する中堅・中小企業の輸出額は 2010 年度の約 3.7 兆円から 2013 年度の約 5.3 兆円へ 4 割拡大

《KPI》「2020 年に約 30 兆円 (2010 年 : 約 10 兆円) のインフラシステムの受注を実現する。」

⇒2013 年 : 約 16 兆円

※KPI は「事業投資による収入額等」を含む

《KPI》「2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在 (2010 年度) の約 3 倍に増加させる。」

2010 年度 : 66.3 億円 ⇒ 2013 年度 : 105.7 億円

(2) 施策の主な進捗状況

(日豪 EPA の発効、日モンゴル EPA の署名など、各国との経済連携交渉において前進)

- ・経済連携については、本年 1 月に日豪 EPA が発効し、2 月に日モンゴル EPA が署名された。日 EU・EPA については、5 月に行われた日 EU 定期首脳協議において、本年中の大筋合意を目指し、交渉を更に加速させることで一致した。TPP (環太平洋パートナーシップ) 協定交渉については、昨年 11 月の TPP 首脳会合において、交渉の早期妥結に向けて作業を加速化することで一致し、それ以降も累次にわたって 12 か国全体での交渉会合や日米を含む二国間の協議を行い、交渉に大きな進展が見られた。

(トップセールスなど「インフラシステム輸出戦略」を積極的に実施)

- ・ インフラシステム輸出については、総理・閣僚によるトップセールスを昨年計 74 件（うち総理が 32 件）実施するなど、KPI（毎年 10 件以上）を大きく上回る取組を行った。カタールでの同国初の地下鉄システム「ドーハメトロ」の受注（本年 2 月）、タイの高速鉄道に新幹線技術を導入する方針の合意（本年 5 月）など着実に成果が生まれている。また、円借款や海外投融資の戦略的活用のための各種制度改善や無償資金協力・技術協力の積極活用を通じた ODA の戦略的な展開を進めた。さらに、本年 2 月には ODA の協力対象の拡大等を示す「開発協力大綱」が閣議決定され、3 月には独立行政法人日本貿易保険（NEXI）を特殊会社化し経営の自由度、効率性、機動性を向上させるための貿易保険法の改正法案を国会に提出し、5 月には海外における通信・放送・郵便事業を支援する株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を設立する法律が成立した他、6 月には「インフラシステム輸出戦略」平成 27 年度改訂版を策定した。

(新興国市場への海外展開を多面的に支援)

- ・ 水、食品廃棄をはじめとする 3R・廃棄物処理、高齢化等の社会課題解決に貢献する日本企業の製品・サービスが適切に評価されるようなルール形成戦略の立案に向けて、国際会議での提案、各国政府との意見交換、官民対話などの取組を東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）等も活用しつつ、進めている。また、インド・アンドラプラデシュ州の新州都建設に際し、我が国製品・サービスの現地展開に資するよう、昨年 11 月に産業協力に関する覚書を署名する等、構想段階からの事業参画を進めている。本年 3 月には新興国へのルール普及も視野に、ロボット、化学、自動車等における日 EU 間の規制協力に関する共同文書を取りまとめた。
- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の販路開拓支援を強化し、国際ビジネスに精通した企業 OB 等を通じて 1,600 以上の中堅・中小企業にハンズオン支援を提供した他、「海外展開一貫支援ファストパス制度」により地方自治体、金融機関等 350 以上の海外展開支援機関との連携による企業支援を実施している。
- ・ 元日本留学生・HIDA 研修生などの親日人材のネットワークの構築や交流、共創を促すため、オンラインを活用した「親日・知日人材コミュニティ」の形成等に向けた取組を進めている。

- ・ アフリカ地域経済共同体（RECs）との間での広域開発推進のための協力関係を強化すべく、昨年 10 月に担当大使を新設した他、ハイレベル政策対話や現地人材育成支援等を行った。
- ・ アジアにおける人材育成をはじめとする法制度整備支援や、我が国法曹人材を活用した海外現地における企業支援を行った。

(クールジャパン戦略推進会議にて戦略を策定)

- ・ クールジャパンについては、本年 1 月に設置したクールジャパン戦略推進会議において、官民連携の推進、発信力強化のための方策等を検討し、6 月に「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」を取りまとめた。また、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）は、本年 5 月末までに、コンテンツ関連事業やジャパンモール整備事業等、計 12 件、最大約 320 億円の投資を決定した。コンテンツの海外展開については、昨年度末までに 2,611 件のローカライズ支援、1,204 件のプロモーション支援を実施した。また、ASEAN をはじめとするアジア諸国において、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）との協力のもと、地上波、衛星放送、動画配信プラットフォーム等における放送枠・配信枠を確保し、日本の魅力ある放送コンテンツを継続的に発信した（13 か国・地域、43 事業を実施）。

(対内直接投資促進に向けた重点施策の取りまとめ、推進体制強化)

- ・ 対日直接投資推進会議は、本年 3 月、1) 小売業や飲食店、医療機関、公共交通機関等における多言語対応の強化、2) 街中での無料公衆無線 LAN の整備の促進・利用手続の簡素化、3) 地方空港での短期間の事前連絡によるビジネスジェットの受入れ環境の整備、4) 外国人留学生の日本での就職支援、5) 我が国に重要な投資を実施した外国企業を対象に副大臣を相談相手としてつける「企業担当制」の実施等、外国企業から日本でのビジネスや生活における利便性向上が求められてきた事項の改善を図る「外国企業の日本への誘致に向けた 5 つの約束」を取りまとめた。また、在外公館・JETRO が連携して投資案件の発掘・誘致活動を実施し、昨年 4 月の推進会議立ち上げ後から本年 5 月までの総理・閣僚によるトップセールスは 73 件に上った。さらに、外国企業誘致・支援体制を強化するため国内外に配置された産業スペシャリストが外国企業 3,000 社以上に個別アプローチを実施し、誘致活動を継続している。本年 4 月には、東京圏国家戦略特別区域

において、法人登記や税務、労務、保険、雇用等、起業に係る相談及び各種申請手続のための窓口を集約する「開業ワンストップセンター」を開設した。同月に、外国人創業人材の受入れ促進や、公証人の公証役場外における定款認証が可能であることを明確化する国家戦略特別区域法改正案を国会に提出した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

経済連携交渉については、国益を最大化する形での TPP 交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、世界全体の貿易・投資ルールづくりの前進を通じて我が国の対外経済関係の発展及び国内の構造改革の推進を図るべく、RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA などの経済連携交渉を同時並行で戦略的かつスピード感を持って推進していく。

インフラシステム輸出については、「インフラシステム輸出戦略」平成 27 年度改訂版に示された更なる取組を迅速かつ着実に実施し、受注目標の達成を図っていく。特に、日本企業の海外事業展開やインフラ輸出を促進する上でその事業環境を整えることに資するよう、JICA 研修においては、上記改訂版に示された施策を実施し、その戦略的強化を図る。

同時に、対内直接投資の促進や、戦略的な海外市場の獲得に向け、在外公館をはじめとした政府・関係機関等と民間企業との官民連携体制を強化するとともに、以下のような新たな施策を講ずる。

① 対内直接投資促進に向けた事業環境の改善及び誘致体制の進化

我が国経済の更なる活性化に向け、日本へ新たなビジネスモデルや先端技術の研究開発活動等を持ち込む可能性のある外国企業に、積極的に日本を立地先として選択してもらうことが重要である。

このため、「外国企業の日本への誘致に向けた 5 つの約束」に定められた各施策を、担当するそれぞれの省庁が速やかにかつ着実に実施する。

また、各国が熾烈な投資誘致競争を展開する中、我が国の誘致体制を競合国に遜色ない水準に絶えず進化させていく必要がある。このため、総理・閣僚のトップセールス（年 10 件以上）や在外公館・JETRO・地方自治体の連携等を通じた我が国投資環境の広報・情報発信を強化する。さらに、JETRO において海外主要都市に設置された誘致担当チームが中心となり、我が国市場の更なる成長・活性化が期待される分野等における重点プロモー

ションを図る。これにより多言語による相談対応や既進出企業への支援実施等の国内での取組と併せて「攻め」の営業を展開する。

加えて、総務省と全自治体の共同データベース「地域の元気創造プラットフォーム」を活用して、地方自治体からJETROへの立地環境等の情報提供、JETROから地方自治体への外国企業の誘致手法・事例等の情報提供を本年秋を目途に開始する。さらに、JETROによる戦略策定から誘致活動までの地方自治体のニーズに応じたカスタマイズ支援を本年度中に開始するなど、地方自治体との連携を深化させる。

② 「質の高いインフラパートナーシップ」の展開

世界のインフラ需要、とりわけアジア地域の膨大なインフラ需要に日本の官民の力を総動員して対応し、我が国のインフラ開発の特長であるライフサイクルコストの抑制や環境・防災等への配慮、現地人材の育成等につながる「質の高いインフラ投資」を現地の官民とも協力して実現していく。特にアジア地域においては、機能を強化したアジア開発銀行（ADB）と連携し、今後5年間で従来の約3割増となる約1,100億ドル（内訳は、ADB約530億ドル、独立行政法人国際協力機構（JICA）約335億ドル、株式会社国際協力銀行（JBIC）等約200億ドル）の「質の高いインフラ投資」を行う。公的資金に加え、民間部門の資金・ノウハウの動員により、「質と量」の双方を追求する。

このため、経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、ADBとの連携強化、JBIC等の機能強化等によるリスクマネーの供給倍増、「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着の4つの柱からなる「質の高いインフラパートナーシップ」を展開する。日本がADB等と協働して展開するこの構想によって、世界中から民間資金を含む多様な資金をアジアに呼び込み、インフラ開発のイノベーションを牽引する。

・ 日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化

円借款、技術協力、無償資金協力の有機的連携やF/Sの実施強化、海外投融資の強化により、アジアのインフラ分野向け支援を約25%増加する。新設円借款を活用して途上国政府がPPPインフラ・プロジェクトに対して出資金や保証などを提供することを支援し、民間のプロジェクト投資を促進する。また、円借款

の更なる迅速化に向けた取組を継続する。

- ・ ADB との連携強化

ADB が、融資能力の拡大、民間部門への融資拡大、プロジェクト準備期間の短縮等の改革を行うことを歓迎するとともに、JICA が海外投融資を用いて、ADB と共に PPP インフラ投資を実施する新たな仕組みを創設する。

- ・ JBIC の機能強化等によるリスクマネーの供給倍増

JBIC の機能強化を図り、民間の資金・ノウハウを活用した、海外 PPP インフラ・プロジェクト等に向けたリスクマネーの供給を強化する新たな制度を創設する。

具体的には、日本企業の技術・ノウハウ等の活用が見込まれる海外インフラ・プロジェクトのうち、需要や事業環境の変化について確たる見通しが困難である等の理由から、リスクが高いと見なされる案件についても、JBIC が、これまで以上に積極的に投融資を実施するよう、その機能・体制を強化する。あわせて、NEXI や株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN)、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構等を活用し、インフラシステムの海外展開支援の更なる強化を図る。

- ・ 「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着

日本の支援による「質の高いインフラ投資」事例集を作成し、世界中の国々に対して積極的に発信する。同時に、日本の優れたインフラ関連技術やインフラ投資の成功事例を海外の関係者が視察する機会の積極的な拡大を図る。世界銀行、ADB、ERIA 等の国際機関や海外諸国と協働し、「質の高いインフラ投資」に関するセミナーを積極的に開催するとともに、G20 や APEC など国際会議等の場においてその重要性を発信する。海外からの要請に応じ、「質の高いインフラ投資」に必要な技術支援を強化する。

③ 都市開発を含む総合的広域開発を推進するための官民連携体制の強化

新興国等においては急速な都市化が進展し、交通機能不全、環境問題の深刻化等、経済発展段階に応じた多様な都市問題が深刻化している。また、郊外を含む広域的な地域整備や産業基盤の整備、さらにはこれらを結ぶネットワークの整備が必要とされ

る地域も多い。こうした課題に対処する開発プロジェクトは、関与する事業者や分野が多岐にわたる大型かつ複合的の案件であり、また、事業期間が長期にわたるため事業リスクが大きく、民間事業者のみでは参入が困難という特徴を持つ。こうしたプロジェクトには、政府、地方自治体、企業等の我が国の官民が協力し、現地の官民と連携して取り組む必要があり、また、「川上」の構想段階から関与することが重要である。

これらを念頭に、我が国は、これまでの開発経験に基づくノウハウや優れた関連技術・サービス等を提供することを通じ、QOLが高く、安全性や機能性に優れた「質の高い貢献」を行うことを目的に、海外における都市開発を含む総合的な広域開発を推進する体制を新たに強化する。これにより、総理・閣僚等によるトップセールスも効果的に活用しながら、情報収集、売り込み、その後の案件発掘・推進を継ぎ目なく行っていく。その際、課題解決型の単発の開発プロジェクトへの関与のみに留まらず、プロジェクトへの長期的かつ継続的関与や多様な後続プロジェクトの連続的な創出・推進を目指すことが重要である。並びに、中堅・中小企業を含む日本企業の更なる海外展開等の経済的波及効果の拡大につなげていくことも重要である。これらを通じて、現地地域経済圏の発展と我が国の経済成長がより有機的な関係性を深めていくという戦略的視点を持って、海外の様々な開発構想にも主体的に関与していく。

- ・ 開発プロジェクトの案件発掘活動の強化

海外現地において、民間企業をはじめ、外務省、経済産業省、国土交通省、総務省、JICA、JBIC、JOIN、JETRO など関係機関が協力し、在外公館とも緊密に連携しながら、情報収集と案件発掘に取り組む。

なお、日本の強みを活かした都市開発への海外からの関心を喚起するためには、海外関係者に対する国内各地の優れた具体的事例の説明・周知が有効である。課題解決手段を有する企業が立地し、地元の開発事例の海外発信に意欲的な地方自治体にも案件発掘活動への参画を求めていく。

- ・ 企画調整機能の強化

開発候補案件に関する情報を経済産業省及び国土交通省が中心となり分析する。特に政府横断で推進すべき重要な案件につ

いては、経協インフラ戦略会議の下で関係省庁・関係機関が緊密に連携し、適切な方向付けや具体的な対応振りの議論、情報共有を行う。このため、案件毎に調整チームを設けて、案件との関係性が深い省庁が中心となり、必要に応じて民間企業の参加も得て以下の取組を行う。

- 案件毎に、官民それぞれの役割を調整して、現地の課題・要望に応じた提案をパッケージとして相手国に提示する。
- 関係省庁・関係機関の人的、予算的政策資源を横断的に活用する。具体的には、案件形成に対する F/S 調査費、マスタープラン策定事業費の横断的活用、公的ファイナンスツール（ODA をはじめ、関係機関の出融資等）の総合的活用方策等を調整する。
- 案件獲得に向けた相手国との協議等を行う。その際、案件に応じて関係の深い主体の参加を得るように調整する。

・ 質の高い開発の実現を支える専門家の動員

質の高い開発の実現のためには、ビジネスや開発事業の実態を熟知し、相手国との機動的な交渉等を補佐する専門家が必要である。このため、民間団体や地方自治体の協力も得つつ、関係省庁、関係機関において技術的・専門的支援、助言等を行える官民各分野の専門家のリストを整備する。また、同リストの共有により、臨海部等工業団地、交通・エネルギーといった社会インフラ構築や土地区画整理、住宅供給制度等の関連法制度整備等、多面的な支援策のパッケージ提案が不可欠な場合においても、専門家が迅速にグループとして対応できる体制を整える。

・ リスクマネーの供給拡大等

「質の高いインフラパートナーシップ」におけるリスクマネーの供給拡大等を推進する。また、JOIN の更なる積極的活用方策について、引き続き検討を行う。

④ コンテンツを核としたクールジャパンの推進

クールジャパンの推進を具体的な経済成長に結びつけるため、関係省庁による施策を総動員し、分野横断的な政策課題に政府一体で取り組む。このため、本年6月にクールジャパン戦略推進会議において取りまとめた「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」に基づくアクションプランを本年度より迅速に実

施していく。

コンテンツの海外展開については、対日イメージの向上、日本文化に対する関心の高まり、日本語の普及といった効果とともに、我が国の特徴ある製品・サービスや、観光、食などの周辺産業と連携させることにより、効果的に「稼ぐ」ことが重要である。その際、魅力ある地域資源を活用し、地域経済の更なる活性化に結び付けていくことも重要である。

このため、始めから海外展開を念頭に置いたコンテンツ制作、権利処理の一層の迅速化、コンテンツの現地化・プロモーション、国際共同製作、及び放送コンテンツの継続的放送を推進する。また、内閣官房知的財産戦略推進事務局を中心として、クールジャパン関係省庁・機関、関連団体等をメンバーとするクールジャパン推進のための官民連携プラットフォーム（仮称）を本年秋を目途に立ち上げ、コンテンツを核とした海外発信やコンテンツと周辺産業の一体的な海外展開にオールジャパンで取り組むための基本方針の策定、情報収集・共有、必要な制度改革・支援策の検討、連携プロジェクト組成のためのマッチング等を行う。マッチングを図る具体的手段として、このプラットフォームの下で、コンテンツ分野のみならず、食・観光・製造等、非コンテンツ分野も交えた多様な関連事業者が参加するマッチングフォーラム（仮称）を開催する。同フォーラムを活用して、クールジャパン機構、BEAJ、NPO 法人映像産業振興機構（VIPO）、JETRO等の協力も得つつ、プロダクトプレイスメントや、海外における企業広告とコンテンツの連携等、相乗効果・波及効果の高い業界横断的な連携案件を連続的に創出していく。

また、在外公館等の積極的な活用や、メディア関係者や発信力の高い若者などのクールジャパン戦略に資する人的交流の推進を通じ、日本の魅力の対外発信の強化を図ることで、外国人の手によるクールジャパンの再発信へとつなげる。さらに、クールジャパンを担う人材の育成を推進する。

3 農業分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するため、農地の集積・集約化を推進するとともに、地域の単位農協が主役となって創意工夫を発揮できるよう、①農地中間管理機構の機能強化、②農地情報公開システムの機能向上、③農業協同組合改革の確実な実施について、重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

① 農地中間管理機構の機能強化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	農地中間管理機構の実績等の公表	各都道府県の農地中間管理機構の農地の集積・集約化の実績をランク付けとともに公表する。	平成27年度以降 順次措置	農林水産省
2	農地中間管理機構の体制の改善	農地中間管理機構・都道府県に対し、抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求めるとし、それを踏まえて改善した農地中間管理機構における役員や現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の配置(業務委託先における担当者の配置も含む。)等の体制を公表するよう農地中間管理機構等に要請する。 あわせて、農地中間管理機構等に対し、そうした改善状況を国に報告するよう求めるとともに、その内容を精査し、必要があれば一層の改善を要請する。さらに、市町村に対し、農地の集積・集約化に向けた人・農地プランの見直しなど、地域内の農業者の話し合いを着実に進め、農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、都道府県を通じて協力を要請する。	平成27年度以降 順次措置	農林水産省
3	農地の集積・集約化の環境整備	農地中間管理機構の農地の集積・集約化のインセンティブを高めるため、各都道府県の農地中間管理機構の優良事例を集めて、都道府県及び各農地中間管理機構の間で共有した上で、農業基盤整備との連携を強化するとともに実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する等、リーダーシップを発揮すべき都道府県知事に対して農地の集積・集約化を促す仕組みを構築する。	平成27年度以降 順次措置	農林水産省
4		農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行うため、市町村ごとの人・農地の状況に関する情報が適時に収集され、公表される仕組みを構築する等、市町村・農業委員会による出し手の発掘に向けた取組を促す。	平成27年度以降 順次措置	農林水産省
5	遊休農地等に係る課税の強化・軽減等	農地を農地として効果的・効率的に利用する意思がない場合に、農地中間管理機構への貸出し等を通じて遊休農地を解消し、また、農業経営の規模の拡大等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、農地の保有に係る課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みについて、政府全体で検討する。	平成27年度検討、可能な限り 早期に結論を得る	農林水産省
6	転用利益の地域の農業への還元	農地転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について、 ①有識者からなる検討会を開催し、関係者へのヒアリング、アンケート調査等を行いつつ検討を進める。 ②検討会において①の検討を踏まえた論点整理を行う。	①平成27年度検討 ②平成28年度早期 論点整理	農林水産省
7	農地の集積・集約化を担う組織の役割の明確化	農地中間管理機構と農地の集積・集約化を担う既存の組織の役割の明確化について、初年度における実績を精査し、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けて検討する。	平成27年度以降 順次措置	農林水産省

②農地情報公開システムの機能向上

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
8	農地情報公開システムの機能向上	各農業委員会で整備している農地情報公開システムの一元に際しては、引き続き農地中間管理機構等のシステム利用者等との協議を通じてそのニーズを把握した上で、利便性・効率性を更に向上させるとともに、現況に基づく最新の農地情報(耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付けに関する所有者の意向等)をより速やかに反映できるシステムを構築し、運用を開始する。	平成27年度検討開始、平成28年度措置	農林水産省

③農業協同組合改革の確実な実施

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
9	農業協同組合改革の確実な実施	連合会・単協が農業者の所得向上に向けた活動に全力投球していくとの観点から、農協改革集中推進期間における連合会・単協の自己改革が確実に達成されるよう促す。	平成28年度以降措置	農林水産省

農政をめぐる情勢

平成27年7月27日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉